

いじめ防止基本方針

吹田市立江坂大池小学校
校長 中野圭子

(目的)

第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(いじめの防止)

第2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

- 1 児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。
 - (1) 日常的に児童の行動の様子を把握する。
 - (2) 欠席日数や登校状況等を注視し、情報を共有するコア会議を開く。（1回/週）
（組織は、管理職・首席・児童支援担当者・特別支援コーディネーター・養護教諭・スクールソーシャルワーカー・教育相談員）
 - (3) 「いじめ防止対策委員会」の機能性を高める。
（組織は、管理職・首席・児童支援担当者・人権教育担当者・生活指導担当者・養護教諭・教育相談員・スクールソーシャルワーカー、その他の関係者により構成する）
 - (4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。（別紙1）
 - (5) 計画的に校内研修を行う。
 - (6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員にも意見を求める。
- 2 いじめについての共通理解を図り、児童がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともにいじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、児童自らがいじめについて学ぶ取り組みを進める。
 - (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
 - (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
 - (3) 言語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力を向上する。
 - (4) 児童会活動を活性化し、児童自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。
 - (5) ともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
 - (6) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

(早期発見)

第3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

- 1 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。
 - (1) 日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
 - (2) 学校生活アンケート（笑顔いっぱいアンケート）を年に3回実施する。
 - (3) 教育相談日は、年間30回行う（月曜日）。教育センターから派遣された相談員が保護者からの様々な相談に対応する。また、児童の相談時間も同日に設定し、いじめなどの問題が長期化しないように努めていく。さらに、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談の充実に努める。
 - (4) SSW（スクールソーシャルワーカー）が、毎週月曜日学校での相談に対応する。

(いじめに対する措置)

第4 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

- 1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに関係職員で「いじめ防止対策委員会」を開き、情報共有・対応の方針を決定する。また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
 - (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
 - (2) 事態の軽重に関わらず、速やかに保護者へ事実関係を伝える。
 - (3) 被害児童に寄り添い、安心して登校できる体制づくりを行う。
 - (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
 - (5) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう学級・学年に指導する。
 - (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。（別紙2）
- 2 重大事態が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。
 - (1) いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、いじめ防止対策委員会による調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
 - (2) いじめ防止対策委員会は、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
 - (3) 必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

(その他)

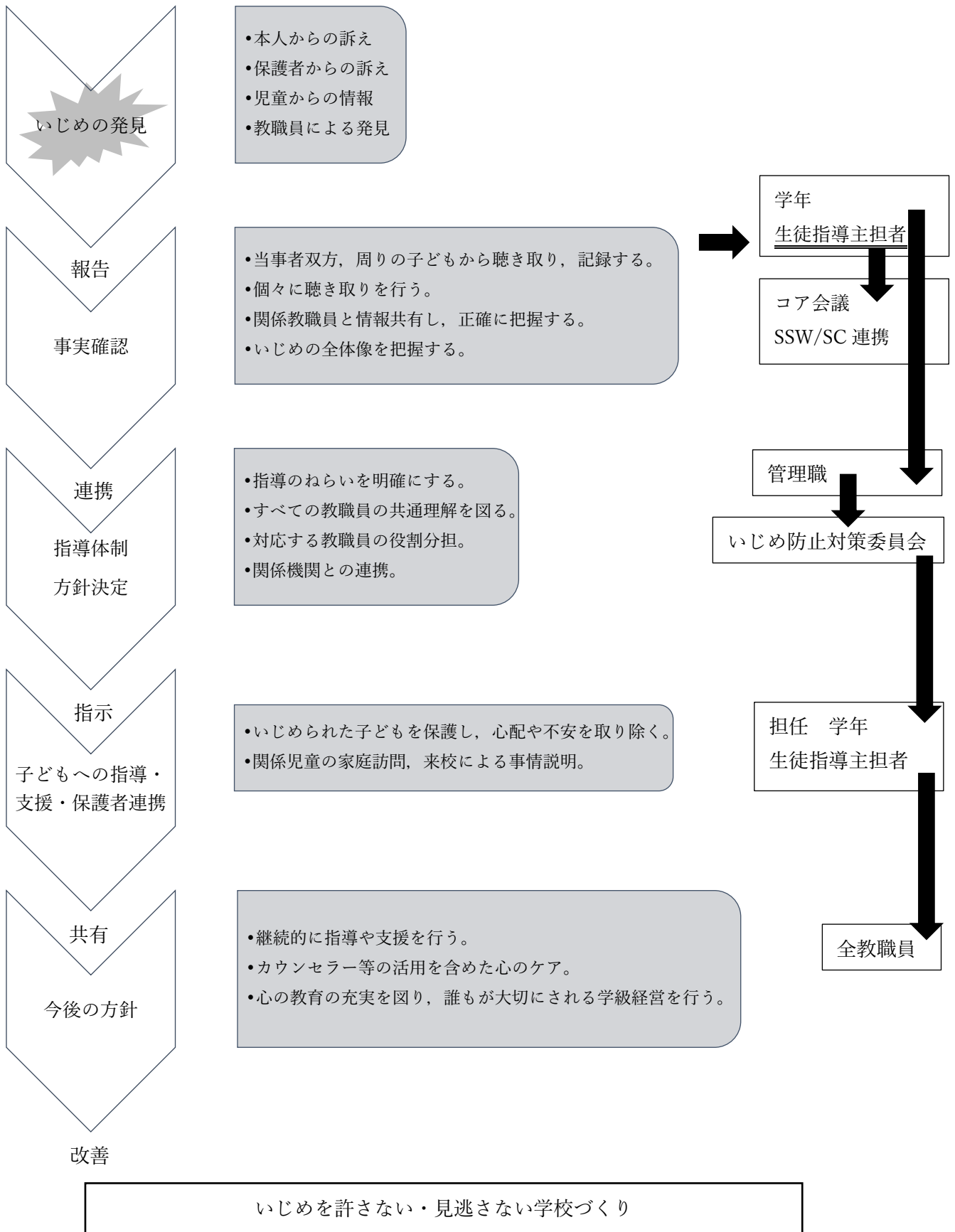
いじめ解消の定義

- ① いじめに係る行為が止んでいること。
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間…3か月を目安とする)
- ② 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童等本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、当該のいじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

第5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。

いじめ認知、発生時の対応・対策 組織図



いじめ防止等に関する年間計画				令和8年度
	学校	児童	保護者	地域・その他
4月	生徒指導校内研修	参観・学級懇談	園訪問	PTA 役員研修
5月	人権ビデオ週間	個人懇談 児童会行事	PTA 総会 園連携	こ小中合同研修 三校一園合同会議 (PTA) 青少年対策委員会
6月	いじめ防止校内研修 人権作品 生活アンケート 大池っ子報告会	いじめ予防授業 土曜参観	園連携	学校評議員会 地域教育協議会
7月	アンケート点検・検証 校内研修	スマホ研修	園連携	
8月			園連携	こ小中合同研修
9月		一日学校公開日		
10月		いじめ予防授業	園連携	
11月	大池っ子報告会 生活アンケート	個人懇談	園連携	
12月	アンケート点検・検証	学校教育自己診断	園連携	
1月	校内研修	いじめ予防授業	園連携	
2月	生活アンケート アンケート点検・検証	参観・学級懇談	園連携 PTA 総会	学校評議員会
3月	年度末点検・検証		園連携	地域教育協議会